

令和6年6月24日

三豊市議会議長 丸戸 研二 様

議会活性化特別委員長 込山 文吉

委員会調査報告書

議会活性化特別委員会の付託事件に係る調査結果等について、会議規則第110条の規定に基づき次のとおり報告する。

記

1 所管事項

さらなる議会改革及び議会基本条例に基づく取組みの推進に向けた調査研究

2 調査期間

令和4年6月27日から調査終了まで
閉会中も調査することができる

3 委員会設置の経過

(1) 令和4年6月27日の本会議において、議員提出議案第2号「特別委員会の設置について」を全会一致で可決し、本委員会を設置した。

本委員会委員に選任されたのは、次の10名である。

為広 員史	城中 利文	込山 文吉	丸戸 研二	高木 修
市川 洋介	田中 達也	金子 辰男	瀧本 哲史	西山 彰人

(※選任時の議席順)

(2) 同日の委員会において、委員長及び副委員長を互選のうえ選出した。

委員長	込山 文吉
副委員長	市川 洋介

- (3) 令和5年2月24日付けで市川洋介委員が辞職し、同日付けで石井勢三委員が選任された。

為広 員史	城中 利文	込山 文吉	丸戸 研二	高木 修
石井 勢三	田中 達也	金子 辰男	瀧本 哲史	西山 彰人

(※令和5年2月24日の議席順)

- (4) 令和5年3月13日の委員会において、副委員長を互選のうえ選出した。委員長の異動はなし。

副委員長	石井 勢三
------	-------

- (5) 令和5年5月25日付けで西山彰人委員が辞職し、同年5月26日付けで三木秀樹委員が選任された。

為広 員史	城中 利文	込山 文吉	丸戸 研二	高木 修
石井 勢三	田中 達也	金子 辰男	瀧本 哲史	三木 秀樹

(※令和5年5月26日の議席順)

- (6) 令和6年2月28日付けで為広員史委員、丸戸研二委員、高木修委員が辞職し、同年2月29日付けで浜口恭行委員、川北善伴委員、三谷正史委員が選任された。

金子 辰男	浜口 恭行	三木 秀樹	瀧本 哲史	城中 利文
込山 文吉	川北 善伴	石井 勢三	三谷 正史	田中 達也

(※令和6年2月29日の議席順)

- (7) 令和6年5月28日付けで城中利文委員が辞職し、同年5月29日付けで詫間政司委員が選任された。

金子 辰男	詫間 政司	浜口 恭行	三木 秀樹	瀧本 哲史
込山 文吉	川北 善伴	石井 勢三	三谷 正史	田中 達也

(※令和6年5月29日の議席順)

4 委員会開催状況と内容

(委員会開催状況)

期 日		協 議 内 容
1	令和4年6月27日(月)	・委員長の互選について ・副委員長の互選について
2	令和4年8月1日(月)	・これまでの経緯について(引継ぎ項目) ・今後の取り組みについて
3	令和4年8月31日(水)	・取り組み事項及びスケジュール(案)について ・議会BCPについて ・三豊市議会議員政治倫理条例の見直しについて ・適正な議員定数・議員報酬について ・議場モニターについて ・視察研修について
4	令和4年10月4日(火)	・事務事業評価の見直しについて ・議会BCPについて ・三豊市議会議員政治倫理条例の見直しについて ・適正な議員定数について ・視察研修について
5	令和4年10月31日(月)	・事務事業評価のあり方について ・議会BCPについて ・ハラスメント防止条例の制定について ・広報委員会・広聴会議について ・視察研修について
6	令和4年12月5日(月)	・議会BCPについて ・ハラスメント防止条例について ・予算決算特別委員会について ・適正な議員定数及び議員報酬について ・広報広聴委員会について ・議場モニターについて ・委員会の映像配信について ・ハラスメント研修について
7	令和4年12月27日(火)	・議会BCPについて ・ハラスメント防止条例の制定について ・適正な議員定数について ・議会ICTについて

8	令和5年1月25日(水)	・議会ICTについて ・議会BCPについて ・ハラスメント防止条例の制定について ・適正な議員定数について ・予算決算委員会について
9	令和5年2月16日(木)	・ハラスメント防止条例の制定について ・適正な議員定数について ・意見交換会について ・行政視察に係る委員会調査報告について
10	令和5年3月13日(月)	・副委員長の互選について
11	令和5年3月27日(月)	・ハラスメント防止条例の制定について ・適正な議員定数について ・議会ICTについて
12	令和5年4月24日(月)	・ハラスメント防止条例の制定について ・議会ICTについて ・事務事業評価のあり方について ・適正な議員定数について
13	令和5年5月24日(水)	・ハラスメント防止条例の制定について ・適正な議員定数について ・選挙公営について ・議会ICTについて
14	令和5年6月29日(木)	・議会ICTについて ・適正な議員定数について ・ハラスメント防止条例の制定について ・行政視察研修について ・議場モニターについて
15	令和5年7月31日(月)	・ハラスメント防止条例の制定について ・適正な議員定数について
16	令和5年8月29日(火)	・ハラスメント防止条例の制定について ・議員定数・議員報酬について ・議場モニターについて
17	令和5年9月26日(火)	・ハラスメント防止条例の制定について ・議員定数・議員報酬について ・議場モニターについて ・委員会調査報告書について

18	令和5年10月30日(月)	・ハラスメント防止条例の制定について ・議会ICTについて ・議員定数について ・議員報酬について
19	令和5年11月24日(金)	・議員定数について ・委員会調査報告(中間報告)について
20	令和5年12月18日(月)	・委員会調査報告(中間報告)について ・議員研修会について ・意見交換会について
	令和5年12月20日(水)	【全員協議会にて中間報告】
21	令和6年1月25日(木)	・今後の協議課題について ・議員研修会について
22	令和6年3月27日(水)	・オンライン会議について ・高校生との意見交換会について ・(仮称)タブレット活用チームについて ・ハラスメントに関する相談窓口について ・通年議会について
23	令和6年4月26日(金)	・今後の課題について ・高校生との対話について ・タブレット活用チーム(仮称)について ・通年議会について
24	令和6年5月31日(金)	・特別委員会の継続について
25	令和6年6月24日(月)	・委員会調査報告書について

(議員研修会開催による調査)

期 日	講 師	演 題
令和5年2月3日(金)	太田雅幸法律事務所 弁護士 太田 雅幸 先生	ハラスメント研修
令和6年1月25日(木)	自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣 先生	議会力向上と 二元代表制について

(委員会視察研修による調査)

日 程	研 修 先	内 容
令和4年11月14日(月) ～16日(水)	神奈川県 藤沢市議会	ワールドカフェ形式による議会報告会について
	埼玉県 川越市議会	議会ハラスメント根絶条例について
	愛知県 岩倉市議会	議会活性化の取り組みについて
	三重県 四日市市議会	議会 I C Tについて
令和5年4月13日(木)	徳島県 吉野川市議会	吉野川市議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について
令和5年7月25日(火) ～27日(木)	山形県 天童市議会	議員定数と議員報酬
	宮城県 多賀城市議会	議会改革の取り組み
	岩手県 平泉町議会	議会活性化の取り組み
令和6年4月12日(金)	徳島県 三好市議会	通年議会について

5 調査研究結果

委員会設置の背景

本市議会においては、平成 25 年 4 月 1 日に三豊市議会基本条例が施行され、議会基本条例の検証、委員会記録の公開、一般質問のあり方などが研究されてきたが、議会改革のさらなる加速化、新型コロナウイルス感染症対応や議会のデジタル化など、新たな課題に対応する必要があることから、これまでの議会活性化特別委員会での調査研究を踏まえつつ、議会活性化に向けた早急な対応を行うために、本特別委員会が令和 4 年 6 月 24 日設置され、10 人の委員が選任された。

本委員会は、これまで 25 回の会議を開催して協議を行ってきた。また、議員研修会の開催や先進地視察研修により見識を深めた。これまでの調査研究の結果として、「三豊市議会業務継続計画(議会 B C P)」、「常任委員会の映像配信」、「三豊市議会ハラスメント防止条例及び同条例施行規程」、「議場モニターの整備」、「議員定数及び議員報酬」、「タブレット活用チーム(仮称)の設置」の 6 件について、議長宛に調査報告書を提出している。

以下、これまでの議長宛調査報告事項を含めて調査結果を報告する。

(1) 検討項目の選定

本委員会で取り組むべき検討項目については、以下に示す 15 項目が掲げられた。

◎令和 3 年 12 月 7 日付け議会活性化特別委員会調査報告書で示された課題

- ① 常任委員会の映像配信環境整備
- ② 「予算決算特別委員会(仮称)」の設置を含む予算及び決算の審査方法
- ③ 政務活動費の支払い方法
- ④ 適正な議員定数
- ⑤ 議員報酬

◎その他の課題

- ⑥ 議会 B C P (業務継続計画)について
- ⑦ 三豊市議会議員政治倫理条例の見直しについて
(ハラスメントに関する条例の制定)
- ⑧ 議会 I C Tについて
- ⑨ 事務事業評価のあり方
- ⑩ 選挙公営について
- ⑪ 議会報告会に代わるもの(意見交換会について)
- ⑫ 広報委員会、広聴会議について
- ⑬ タブレット活用チーム(仮称)について
- ⑭ 高校生との対話について(主権者教育)
- ⑮ 通年議会について

(2) 調査結果

① 常任委員会の映像配信環境整備

資料1 調査報告書(映像配信)

市民の方々から議会が分かりにくいと言われている理由の一つとして、審査内容が分からないことが挙げられる。議会の活性化、また「開かれた議会」に向けて、どのような雰囲気の中で審議しているかということについて公開する時代が来ている。本会議場では、一般質問や審議の内容を録画して振り返りで見ていただけることができるため、常任委員会も同様に映像配信できる環境の整備に取り組んだ。

協議検討の結果、配信は、Y o u T u b e (ユーチューブ)を活用したライブ配信及び録画配信を行うこととし、配信の対象は、付託案件とした。市民への周知方法は、議会ホームページ及び議会だよりへの掲載、加えて市のL I N E (ライン)配信を活用することとした。また、映像配信の運用は令和5年第2回定例会から開始している。

今後の課題としては、執行部を含めた会議室全体の映像配信について、付託案件以外の委員会・調査会の配信及び収録について、配信する映像のカメラ映像と資料の切替えについて、それぞれの手法及びルールを協議検討し、更なる議会のデジタル化の向上に努めるものとする。

② 「予算決算特別委員会(仮称)」の設置を含む予算及び決算の審査方法

議会は、決算特別委員会で前年度分の審査の中で事務事業評価を行い、対象事業について翌年度予算に反映されているか監視を行う。また、市政に対する要請書の項目について、回答内容に沿った予算編成が行われているか確認する。しかし、議案として提出されるまでその内容を知り得ることがない。これに対峙していく力をつけなければ、二代表としては問題点がある。

それに対応する方法として、予算及び決算を審査する常任委員会の設置について検討を行った。

委員会では、議会が予算審議にどのように機能して実のあるものにしていくのかについて協議検討を行った。課題としては、予算の分割付託について、現状の3常任委員会から補正予算の審査がなくなると形骸化しないか、予算に対する要望書(事務事業評価、市政に対する要請書)をどのような形で監視していくのが挙げられた。

協議の結果は、決算に対する予算としての議論が尽くせていない状況にあること、事務事業評価の重点を置くべき予算に対して拡大、維持の評価が多く、どのような成果が上がったのか検証を行う必要があること、当初予算と決算の比較をする必要があること、予算の詳細を知るために市の予算システムの閲覧ができることが協議され、これらの解消に向けて今後協議していくこととした。

③ 政務活動費の支払い方法

政務活動費の支払い方法として、前払い、後払いのいずれの方法で支払うのかについて引継事項であったが、これまで検討がされていない。

政務活動費については、これまでどおりの取扱いとする。

④ 適正な議員定数

資料 2 調査報告書(議員定数及び議員報酬)

議員定数の見直しについては、三豊市議会基本条例第 17 条の規定に基づく人口、面積、財政力、類似市の議員定数を比較考量し、併せて常任委員会の数や議会運営に必要な議員数が何人かについても検討を行った。

委員会では、近年の人口減少を考慮し、議員定数の検討は、概ね 3 期(12 年)先を見通すこととした。また、高松市に次ぐ面積を有する本市にとって定数は何人が適正であるか、県内 8 市の定数や本市の財政状況等から検討を行ってきた。

協議検討した結果としては、議員定数を現在の 22 人から 20 人とするとした。この場合、県内 8 市では、高松市、丸亀市に次いで 3 番目の議員定数となり、人口規模の近い観音寺市と同数となる。つまり、概ね県内市の人口規模に沿った定数となることから、市民に対して説明責任が果たせるものと考ええる。

この議員定数は、改正後の三豊市議会議員定数条例の公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

なお、市内の地域によって人口差が大きいこと、人口減少は年代ごとに均等に減少しているものではなく高齢化が進行している状況を加味する必要があること等の意見が出されている。

⑤ 議員報酬

資料 2 調査報告書(議員定数及び議員報酬)

本市は平成 18 年に合併してから 17 年が経過したが、議員報酬はこれまで改正されていない。その間、市職員の給与は少しずつ改善がなされてきた。県内 8 市で比較すると、人口は高松市、丸亀市に次いで 3 番目であるが、議員報酬の額は 7 番目という状況である。

現在の市議会議員には、議員年金の制度がなく、厚生年金もない。また、4 年で改選となるなどリスクが高い。加えて、近年の市議会議員選挙では、立候補者が少ないのが実態である。二代表制の一翼を担う市議会として、次世代の志のある若者が議員に挑戦できる流れを作り、なり手不足を解消し、また、近年の物価高騰の中でも 1 期 4 年間で生活をしながら議員活動を継続していくために報酬の見直しを行った。

委員会の協議では、原価方式による算定額(499,000 円)が算出根拠として有力との意見があったが、現状との差額が大きくなるため、変更後の議員定数を 20 人とした場合に現在の議会費予算額程度となるよう、議員報酬は 447,000 円とし

た。

この議員報酬は、改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

⑥ 議会BCP(業務継続計画)について 資料3 調査報告書(議会BCP)

三豊市議会基本条例第2条の2では、災害時の対応等として、「議会は災害が発生したときは、議会機能を的確に維持するため、敏速かつ適切に対応するものとする」と定めており、同条に基づき三豊市議会災害対応要綱と大規模災害等発生時の三豊市議会議員行動マニュアルを定めて災害対応してきたが、感染症への対応ができていなかった。

そのため、自然災害や感染症の流行などの非常時に議会の機能維持を図り、議員の行動基準を定めるため、新たな業務継続計画の策定に向けて早急に取り組みをすすめてきた。なお、業務継続計画は、令和5年3月23日開催の全員協議会で承認され策定している。策定に伴い、現行の三豊市議会災害対応要綱と大規模災害等発生時の三豊市議会議員行動マニュアルは廃止とした。

計画における役割として、議会は、災害対応連絡会議を設置し、議員の安否確認、災害情報等の収集及び提供を行うこと、また、議会機能の維持を図る。議員は、安全及び連絡体制を確保し、原則として計画及び連絡会議の決定事項等に基づき行動すること、また、災害対応連絡会議と災害情報のやりとりを行いつつ被災者支援等災害対応に協力するとしている。

今後の課題検討として、オンライン会議の導入、計画発動時のマニュアルの策定がある。オンライン会議については、法改正及びそれに基づく全国市議会議長会からの標準会議規則の変更等の通知により対応するものとする。また、計画発動時のマニュアルについては、災害等が発生したときに議員は具体的にどのような動きをすればよいのかについて、統一した認識を持つため、運用例、マニュアル等について今後検討が必要である。

⑦ 三豊市議会議員政治倫理条例の見直しについて 資料4 調査報告書(条例等)

(ハラスメントに関する条例の制定)

全国では議員によるハラスメントに起因する事例が発生し問題となっている。近年では県内自治体議会でも同様の問題が起こるなど、本市議会としては、各議員がハラスメントに対する意識の向上を図る必要があった。

現行の三豊市議会議員政治倫理条例(以下「政治倫理条例」)は、ハラスメントに対応する項目がないため、委員会で対応を協議し、三豊市議会として議員のハラスメントをなくす姿勢を内外に公表することを目的として、政治倫理条例とは別に新たに条例を制定することになった。

委員会では、協議検討の結果、三豊市議会ハラスメント防止条例(案)及び三豊

市議会ハラスメント防止条例施行規程(案)の作成、また、三豊市議会基本条例第19条の一部改正についてまとめ、施行日を令和6年1月1日として議長に報告した。議員に課せられている高い倫理的義務を深く自覚し、市民に対して公正性、透明性、信頼性を築くことに努めるものである。

今後の課題としては、条例施行規程(案)に規定する第三者委員会の開催に関する事項について、相談窓口の設置について協議を行い、取扱い等について定めておく必要がある。

⑧ 議会 I C T (議場モニター)について

資料5 調査報告書(議場モニター)

議場モニターは、議員、執行部、傍聴者にとって議場内の情報を共有するためのツールである。しかし、現在の議場モニターは、小さくて見えにくく、十分な目的を果たしているとは言い難い。分かりやすく「開かれた議会」を推進するためにも、現在の議場モニターを改善する必要があると考え、できるだけ早期の環境整備を図るものとする。整備方法については、執行機関に一任するものとする。

また、本市議会は「議会のデジタル化」に取り組んでいることから、議場モニターの改善に合わせて、デジタルを活用した資料提示による一般質問ができる環境も整備することとした。

なお、令和6年5月に議場モニターの整備は完了している。

⑨ 事務事業評価のあり方

事務事業評価は、議会が議決した市の総合計画の進行管理に関与し、決算の中で議会が事業評価を行い、その評価した内容がどのように翌年度の予算に反映されるのかについて監視、評価を行い、議会として責任を果たすことを目的としている。

委員会では、これまで実施してきた事務事業評価の見直すべき事項等について、委員から次の意見が出された。

- (ア) 評価対象事業の選定について、重点事業だけではなく、全体を見て事業内容が縮小、統合、廃止となるような事業選定も必要ではないか。
- (イ) 評価対象事業の選択にあたり選択した理由(拡充か、縮小・廃止か)を明確にすべきではないか。
- (ウ) 執行部の事業評価に関する全データを提示してもらって、データ分析から見る事業選定、事業評価という手法も必要になってくるのではないか。
- (エ) 分科会では評価対象事業の改善や提案を事業評価シートで集約するが、その内容について分科会で合意形成ができていないのではないか。
- (オ) 評価した内容に伴う結果が見えにくい。
- (カ) 質疑は事前通告制であるが、関連質疑は認められるのか。
- (キ) 事務事業評価結果を本会議において決議する手順の検討について。

これらの意見を踏まえて、今後の事務事業評価のあり方について委員会で協議した結果、従来のやり方に問題はないものとして、継続することとした。ただし、事務事業評価は、二元代表制の一翼を担う議会として、執行権に対する機能の一つとなり重要であることから、対象事業の選定方法及び選定理由については、見直しを含めて検討するものとする。

⑩ 選挙公営

本制度は、立候補者の選挙運動に係る費用負担の軽減を図り、選挙の公正を確保するための制度であり、公職選挙法の改正により拡充傾向にある。しかし本市においては選挙運動用自動車の使用、ビラの領布、ポスターの作成について実施されていない。県内の状況としては、8市のうち3市、9町のうち7町で選挙公営が実施されている。

選挙公営制度の導入により、立候補者の増加に寄与するものと考えられる。また、市が選挙費用の一部を負担することで、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保つことができ、若者の候補者の増加にもつながることが考えられることから、本制度は重要である。制度導入に合わせて議員報酬の増額を実施することで更なる効果が期待できる。

今後は、次期改選からの実施に向けた検討を執行部に継続して依頼していく必要がある。

⑪ 議会報告会に代わるもの(意見交換会について)

議会と市民との対話する機会としての議会報告会は、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数が大幅に減った。そのため、広聴会議では、Y o u T u b e (ユーチューブ)による動画配信やオンラインによる議会報告会など、インターネットを活用して市民から市政に対する意見や要望事項を把握できる環境が構築された。議会報告会での市民からの意見や要望は、9月定例会で議長から市長へ市政に対する要請書として渡し回答をもらうことになる。

議会報告会以外の市民対話の機会としては、要綱に基づく意見交換会がある。これは、委員会が市民や市民団体等と市政全般にわたる意見等を把握するために開催することができるものである。意見交換会でいただいた意見等は、常任委員会においては所管事務調査事項として調査し、概要を議会ホームページや議会だよりに掲載する。また、重要な意見等については、市長へ要請書を提出することができる。

しかし、現状は意見交換会の開催回数が少ない。アフターコロナに向けて市民や団体から意見を聴く場を増やすことも必要となってくる。そのため、今後については、意見交換会の開催時期や意見のまとめ方、市長への要請の方法等について検討が必要である。

⑫ 広報委員会、広聴会議について

現状の課題としては、広報委員会と広聴会議が連携協力して市民との意見交換を行う議会報告会を開催し、得られた意見を議会だよりに掲載しているが、広報委員会委員の半数以上が広聴会議の構成員となっていることもあり、それぞれの会議を開催することは効率的とは言い難い。

そこで、広報委員会と広聴会議を1つにして、議員全員が携わることができる委員会について提案し協議検討を行った。

その結果、構成員は10人程度が望ましいこと、1つにしても現状の課題が改善されないこと、実務量からの検討が必要であること等の意見が出され、広報委員会と広聴会議は現状のままとした。ただし、課題の解決には至っていないことから、今後の課題として検討が必要である。

⑬ タブレット活用チーム(仮称)について

資料6 調査報告書(タブレット活用チーム)

議場モニターの整備に関する協議に合わせて、議会のデジタル化の取り組みである資料提示による一般質問について協議検討を行った。

協議の中では委員から、デジタルに不慣れな議員がいること、デジタル化に向けたハード整備だけでは全議員が活用できないため資料提示による一般質問は全員が同じ条件で活用できるようにすること、資料提示による一般質問のルールが必要であること、といった意見が出された。

これらの意見を踏まえて委員会で協議した結果、以前あったタブレット活用チームを新たに組織して、議員のデジタル化のスキルアップ、資料提示による一般質問のルールづくり、また議員全員が同じように一般質問で活用できるような方法を協議していくこととした。また、資料提示による一般質問の開始時期については、令和6年第4回定例会(12月議会)からの運用開始を目標としている。

なお、令和6年5月に議場モニターの整備が完了したことに伴い、令和6年5月31日に会派から選出された5名でタブレット活用チームが組織された。

⑭ 高校生との対話について(主権者教育)

「令和5年11月21日付け、中高生議会の設置を求める意見書」を受けて、高校生との対話について協議を行い、次の意見が出された。

- (ア) 高校生の政治に対する意識の向上が望めるならしたほうがよいが、これまで高校生等と討論したことがないので、何回か意見を聞く必要がある。
- (イ) 若者の投票率が低いこと、また、高校卒業後に進学や就職で転出する者もいることから、若者の意見を十分に聞き、今後の反映に努めていくためにも、高校生との対話はやってみるべきである。
- (ウ) 高校生だけではなく、中学生も対象にしてはどうか。

(エ) テーマ等詳細を決めてから実施すべきである。

これらの意見を受けて、委員会で協議した結果、三豊市議会意見交換会開催要綱を基に、まずは高校生と各常任委員会が意見交換会を開催して意見を聞き、次の段階として高校生議会に結び付けていくようにすることで本特別委員会としてまとめた。

なお、高校生等に対して政治に関心を持ってもらうためには、議会から働きかけていき興味を掘り起こしていく必要があることも意見として出されている。

⑮ 通年議会について

過去に通年議会について議論した経緯はあるが、その時は時期尚早のため今後検討することになっていた。

令和6年1月25日開催の議員研修会の講師から、新年度予算の審査を1月から行う必要があることについての講義があった。また、決算特別委員会で行う事務事業評価の事業選定は、定例会開会前にしなければならないため、特別委員会が関与せずに事務事業評価対象事業が決定される状況にあることから、通年議会について協議検討を行った。

令和6年4月12日に徳島県三好市議会を視察し、その後の本特別委員会での協議の中では、必要性がない、全国で導入している議会が少数であること、議員活動に制限がかからないか等の意見や、閉会中の議会の制約がなくなり議会の活性化が図られるなら導入の検討をしてみたいのではないか、といった意見が出された。

通年議会は、専決処分事項が減少すること等も考えられることから、先進地の事例や、より具体的なメリットとデメリットについて協議を行い、本市議会に必要なかどうか、今後検討することとしている。

6 おわりに

今期の本特別委員会では、議会基本条例の見直しに関して協議を行うことができていない。また、具体的な提言に至らなかった検討事項もいくつか残されている。こうした課題については、継続して協議を重ね、時代の変化に対応した議会運営につなげていきたい。

以上の報告により、令和4年6月27日に設置した議会活性化特別委員会については、審査を終了する。

令和 5 年 5 月 25 日

三豊市議会議長 浜 口 恭 行 様

議会活性化特別委員長 込 山 文 吉

常任委員会の映像配信（議会 ICT）に関する委員会調査報告書

標記の件について調査した結果、下記のとおりとなりましたので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

○常任委員会の映像配信の協議結果

項 目	協 議 結 果
1 ライブ配信、録画配信の運用開始	令和 5 年 6 月定例会
2 ライブ配信（生中継）の対象	常任委員会のうち付託案件のみ配信
3 録画配信の対象	常任委員会のうち付託案件のみ配信
4 ライブ配信（生中継）の配信相手	市民へ配信
5 委員会の審査の順番	配信の対象（付託案件）を先に審議
6 市民への周知方法	議会ホームページに情報と URL と掲載 議会だよりに情報と URL を掲載 市の LINE に情報と URL を掲載 その他（防災行政無線）
7 休憩中の取扱い	「休憩中」の文字等を挿入する（すべてのマイクを OFF にする）
8 委員会採決の方法	挙手による採決

*詳細は別紙参照

以上

議会活性化特別委員会 調査経過（議会 ICT）

日 時	検討内容
令和 4 年 12 月 27 日	常任委員会の映像配信について協議
令和 5 年 1 月 25 日	全員協議会室にて映像配信の実証試験
令和 5 年 3 月 27 日	実証実験の評価・検証
令和 5 年 4 月 24 日	映像配信に係る詳細を協議
令和 5 年 5 月 24 日	映像配信に係る詳細を承認

（その他事項）

- 議場モニターの整備については、令和 6 年度当初予算計上に向けて協議をすすめる。
- 議場モニターの整備に併せて、資料を使用した一般質問について協議をすすめる。

協議事項：常任委員会の映像配信

項 目		協 議 内 容
1	ライブ配信、録画配信の運用開始	☒ 6 月定例会 ☐ その他
2	ライブ配信(生中継)の対象	☒ 常任委員会のうち付託案件のみ配信(定例会中の委員会のみ) ☐ 常任委員会(付託案件、所管事務調査等の継続審査)を配信(閉会中の委員会を含む) ☐ 常任委員会と調査会を配信(全て配信) ☐ 特別委員会を配信
3	録画配信の対象	☒ 常任委員会のうち付託案件のみ配信(定例会中の委員会のみ) ☐ 常任委員会(付託案件、所管事務調査等の継続審査)を配信(閉会中の委員会を含む) ☐ 常任委員会と調査会を配信(全て配信) ☐ 特別委員会を配信
4	ライブ配信(生中継)の配信相手	☐ 議員のみに配信(ライブ配信による傍聴、希望者に URL を送付) ☐ 議員と職員のみ配信(希望者に URL を送付) ☒ 市民へ配信(議員、職員含む。視聴者のために開始時間と休憩時間を守る必要がある。) →この場合、事前周知の方法
5	委員会の審査の順番	☒ 配信の対象を先に審議 ☐ 現在の流れのまま
6	市民への周知方法 (視聴者を増やす方法等) *複数選択	☒ 市議会ホームページに情報と URL を掲載 ☒ 議会だより情報と URL を掲載 ☒ 市の LINE に情報と URL を掲載 ☐ 議員による周知 ☒ その他(防災行政無線)
7	休憩中の取扱い	☐ 画像はそのまま配信(全てのマイクを OFF にする) ☒ 「休憩中」の文字等を挿入する(全てのマイクを OFF にする) ☐ その他
8	委員会採決の方法	☒ 挙手による採決 ☐ 異議なし採決 ☐ その他

令和 5 年 11 月 30 日

三豊市議会議長 浜 口 恭 行 様

議会活性化特別委員長 込 山 文 吉

議員定数及び議員報酬に関する委員会調査報告書

標記の件について調査した結果、下記のとおりとなりましたので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

1 議員定数について

- (1) 議員定数の見直しについては、人口減少を考慮すべき事項として、概ね 3 期(12 年)先を見通して調査を行い、現行の 22 人から 2 人減として 20 人とする。
- (2) 改正後の三豊市議会議員定数条例の公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。
- (3) なお、市内の地域によって人口差が大きいこと、人口減少は年代ごとに均等に減少しているものではなく高齢化が進行している状況を加味する必要があることの意見が出されていることを申し添える。

2 議員報酬について

- (1) 議員報酬については、合併以後に議員報酬が改正されていないこと、議員年金及び厚生年金の制度がないこと、次世代の志のある若者が議員に挑戦できる環境の整備による立候補者の増加を図ること、議員のなり手不足を解消する必要があること、併せて近年の物価高騰の影響を考慮し、議員報酬を月額 407,000 円から 40,000 円増額し、月額 447,000 円とする。
- (2) 改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

議会活性化特別委員会 調査経過 （議員定数、議員報酬）

○協議の経過

期 日	協 議 内 容
令和４年８月３１日（水）	・適正な議員定数、議員報酬について
令和４年１０月４日（火）	・適正な議員定数について
令和４年１２月５日（月）	・適正な議員定数及び議員報酬について
令和４年１２月２７日（火）	・適正な議員定数について
令和５年１月２５日（水）	・適正な議員定数について
令和５年２月１６日（木）	・適正な議員定数について
令和５年３月２７日（月）	・適正な議員定数について
令和５年４月２４日（月）	・適正な議員定数について
令和５年５月２４日（水）	・適正な議員定数について
令和５年６月２９日（木）	・適正な議員定数について
令和５年７月２５日（火）	視察研修（山形県天童市議会）
令和５年７月２６日（水）	視察研修（宮城県多賀城市議会）
令和５年７月３１日（月）	・適正な議員定数について
令和５年８月２９日（火）	・議員定数・議員報酬について
令和５年９月２６日（火）	・議員定数・議員報酬について
令和５年１０月３０日（月）	・議員定数について ・議員報酬について
令和５年１１月２４日（金）	・議員定数について

令和 4 年 12 月 28 日

三豊市議会議長 浜 口 恭 行 様

議会活性化特別委員長 込 山 文 吉

三豊市議会業務継続計画（議会 BCP）に関する委員会調査報告書

本委員会に付託された三豊市議会基本条例第 2 条の 2 による災害時の対応等について調査した結果、別紙のとおり三豊市議会業務継続計画（議会 BCP）の案を作成したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

議会活性化特別委員会 調査経過 （議会 BCP）

日 時	検討内容
令和 4 年 8 月 31 日	先進地の BCP を参考に議会 BCP（案）を作成して協議していく。
令和 4 年 10 月 4 日	議会 BCP（案）の提示、内容を協議
令和 4 年 10 月 31 日	議会 BCP（案）の内容を協議
令和 4 年 11 月 16 日	視察研修（愛知県岩倉市議会）
令和 4 年 12 月 5 日	議会 BCP（案）の内容を協議
令和 4 年 12 月 27 日	議会 BCP（案）の承認

（その他事項）

- 議会 BCP の策定は 3 月定例会を予定。
- 議会 BCP の策定に伴い、現行の「三豊市議会災害対応要綱(平成 28 年 3 月 24 日開催全員協議会)」及び「大規模災害等発生時の三豊市議会議員行動マニュアル」は廃止する。
- オンライン会議の取扱いについても議会 BCP の策定と同時に運用が開始できるよう協議検討をすすめる。

令和 5 年 11 月 8 日

三豊市議会議長 浜 口 恭 行 様

議会活性化特別委員長 込 山 文 吉

三豊市議会ハラスメント防止条例及び同条例施行規程に関する
委員会調査報告書

本委員会に付託されたハラスメントを含めた三豊市議会議員政治倫理条例の見直しについて調査した結果、別紙のとおり「三豊市議会ハラスメント防止条例」及び「三豊市議会ハラスメント防止条例施行規程」の案を作成したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

議会活性化特別委員会 調査経過（ハラスメントに関する条例等制定）

○協議の経過

日 時		調査内容
1	令和4年8月31日	三豊市議会議員政治倫理条例の見直しについて
2	令和4年10月4日	ハラスメント防止条例（案）について
3	令和4年10月31日	ハラスメントに関する視察研修並びに議員研修について
4	令和4年11月15日	視察研修（川越市議会）
5	令和4年12月5日	ハラスメント防止条例（案）の内容協議
6	令和4年12月27日	ハラスメント防止条例（案）の内容協議（主に第三者委員会）
7	令和5年1月25日	議員研修後の協議について
8	令和5年2月3日	議員研修（ハラスメント研修）
9	令和5年2月16日	ハラスメント防止条例（案）の内容協議（主に第三者委員会）
10	令和5年3月27日	ハラスメント防止条例（案）の内容協議
11	令和5年4月13日	視察研修（吉野川市議会）
12	令和5年4月24日	ハラスメント防止条例（案）の内容協議（主に第三者委員会）
13	令和5年5月24日	ハラスメント防止条例（案）及び同条例施行規程（案）の内容協議（主に第三者委員会）
14	令和5年6月29日	ハラスメント防止条例（案）及び同条例施行規程（案）の内容協議（主に弁明）
15	令和5年7月31日	ハラスメント防止条例（案）及び同条例施行規程（案）の内容協議（主に弁明）
16	令和5年8月29日	ハラスメント防止条例（案）及び同条例施行規程（案）の内容協議（主に第三者委員会）
17	令和5年9月26日	ハラスメント防止条例（案）及び同条例施行規程（案）の内容協議（主に第三者委員会、見直し条項）
18	令和5年10月30日	ハラスメント防止条例（案）及び同条例施行規程（案）の内容協議（主に見直し期間）

令和 5 年 11 月 8 日

三豊市議会議長 浜 口 恭 行 様

議会活性化特別委員長 込 山 文 吉

議場モニターの整備に関する委員会調査報告書

標記の件について調査した結果、下記のとおりとなりましたので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

議場モニターは、議員、執行部、傍聴者にとって議場内の情報を共有するためのツールである。しかし、現在の議場モニターは、小さくて見えにくく、十分な目的を果たしているとは言い難い。分かりやすく「開かれた議会」を推進するためにも、現在の議場モニターを改善する必要があると考え、できるだけ早期の環境整備を図るものとする。整備方法については、執行機関に一任するものとする。

また、本市議会は「議会のデジタル化」に取り組んでいることから、議場モニターの改善に合わせて、デジタルを活用した資料提示による一般質問ができる環境も整備する。それに伴い、議員全員がデジタルを活用した一般質問をするためのルール等が必要になるため、(仮称)タブレット活用チームを編成し協議検討していくものとする。

議会活性化特別委員会 調査経過（議会 ICT、議場モニター）

○協議の経過

日 時	検討内容
令和 4 年 8 月 31 日	議場モニターの必要性和活用方法について
令和 4 年 12 月 5 日	議場モニターの整備時期について
令和 4 年 12 月 27 日	議会 ICT の目的と目標について
令和 5 年 6 月 29 日	議場モニターの整備案について
令和 5 年 8 月 29 日	議場モニターの一般質問での活用策について タブレット活用チームの編成について
令和 5 年 9 月 26 日	タブレット活用チームの編成について 議場モニター整備の新年度予算への計上について
令和 5 年 10 月 30 日	議場モニター整備に関する調査報告書について

○(仮称)タブレット活用チームの協議検討事項(案)

- ・デジタルを活用した一般質問をするためのルールづくり
- ・著作物、個人情報等について
- ・資料枚数に制限を設けることについて
- ・会議録の記録方法について
- ・映像(動画)資料の活用について
- ・執行部側の資料活用について
- ・一般質問以外のモニターの活用について
- ・その他

令和 6 年 4 月 26 日

三豊市議会議長 丸 戸 研 二 様

議会活性化特別委員長 込山 文吉

タブレット活用チーム(仮称)に関する委員会調査報告書

標記の件について調査した結果、下記のとおりとなりましたので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

議場内の情報を共有する議場モニターの改善に合わせて、議員全員が資料を活用した一般質問を行うことができるよう、会派の推薦による 5 人(または 6 人)で編成するタブレット活用チーム(仮称)を組織するものとする。